

社会保障・税一体改革(年金)について

平成23年11月22日
厚生労働省年金局

「社会保障・税一体改革成案」(年金関連)

(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

I 社会保障改革の全体像

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

<個別分野における主な改革項目(充実／重点化・効率化)>

III 年金

- 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。
 - ・ 所得比例年金(社会保険方式)、最低保障年金(税財源)

- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
 - ・ 最低保障機能の強化＋高所得者の年金給付の見直し
 - ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
 - ・ マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討

- 業務運営の効率化を図る(業務運営及びシステムの改善)。

(成案本文より年金関連部分抜粋)

A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
<p>【新しい年金制度の創設】 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する</p> <p>○ 所得比例年金(社会保険方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職種を問わず全ての人と同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付 ・ 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分) ・ 納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出 <p>○ 最低保障年金(税財源)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低保障年金の満額は7万円(現在価額) ・ 生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする ・ 全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする 		<p>国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む</p>	<p>「社会保障・税一体改革成案」 (平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)より抜粋</p>	
<p>【現行制度の改善】</p> <p>○ 最低保障機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者への加算 ・ 障害基礎年金への加算 ・ 受給資格期間の短縮 <p>※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動</p> <p>※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提</p>	<p>○ 高所得者の年金給付の見直し</p> <p>低所得者への加算と併せて検討 なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討</p> <p>※ 高所得者の年金給付の見直しについては、減額対象者によって財政規模が変動</p> <p>※ 仮に、年収1,000万円以上から減額開始(1,500万円以上は公費負担分を全額減額)とすると▲450億円程度公費縮小</p>	<p>税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出</p> <p>↓</p> <p>順次実施</p>	<p>～0.6兆円程度</p>	<p>～0.7兆円程度</p>

(注2)

0.6兆円程度

(注2)

年金
計

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
● 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大	<ul style="list-style-type: none"> 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マクロ経済スライド <ul style="list-style-type: none"> ・ 世代間の公平等の観点から見直しを検討 ・ 仮に、特例水準を3年間で解消すると、年金額が▲2.5%削減され、毎年0.1兆円程度公費縮小 ・ その後、単に毎年▲0.9%のマクロ経済スライドをすると、毎年0.1兆円程度の公費縮小 <ul style="list-style-type: none"> ※ 物価・賃金が上昇した年のマクロ経済スライドの発動による給付抑制は、現行制度で織り込み済み ○ 支給開始年齢引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進諸国(欧米)の平均寿命・受給開始年齢を十分参考にし、高齢者雇用の確保を図りつつ、68~70歳へのさらなる引上げを視野に検討 ・ 厚生年金の支給開始年齢引上げスケジュールの前倒しを検討 ・ 基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に、引上げ年において0.5兆円程度公費縮小 ● 標準報酬上限の引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険制度を参考に見直しを検討 	<p>2012年以降速やかに 法案提出</p> <p>↓</p> <p>順次実施</p> <p>※ 今後、「現行制度の改善」全体について、検討の場とスケジュールを明確化した上で、法案提出に向けて検討</p>		
● 第3号被保険者制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい年金制度の方向性(二分二乗)を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討 				
● 在職老齢年金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳代前半の者に係る調整限度額を、60歳代後半の者と同じとすることを検討 				
● 産休期間中の保険料負担免除					
● 被用者年金の一元化	(●は公費への影響なし)				
【業務運営の効率化】 業務運営及びシステムの改善					
年金計	充実計 (2015年)	重点化・効率化計 (2015年)		~0.6兆円程度	~0.7兆円程度
	0.6兆円程度 (改革の内容により変動)	(影響額は改革の内容により変動)			

(注2) 基礎年金国庫負担2分の1財源については、税制抜本改革により措置する。税制抜本改革実施までの各年度分の繰入れも適切に行われるよう、必要な措置を講じる。

(平成23年度2.5兆円、平成24年度2.6兆円(概算要求))

社会保障改革の安定財源の確保

(2015年度)(※)

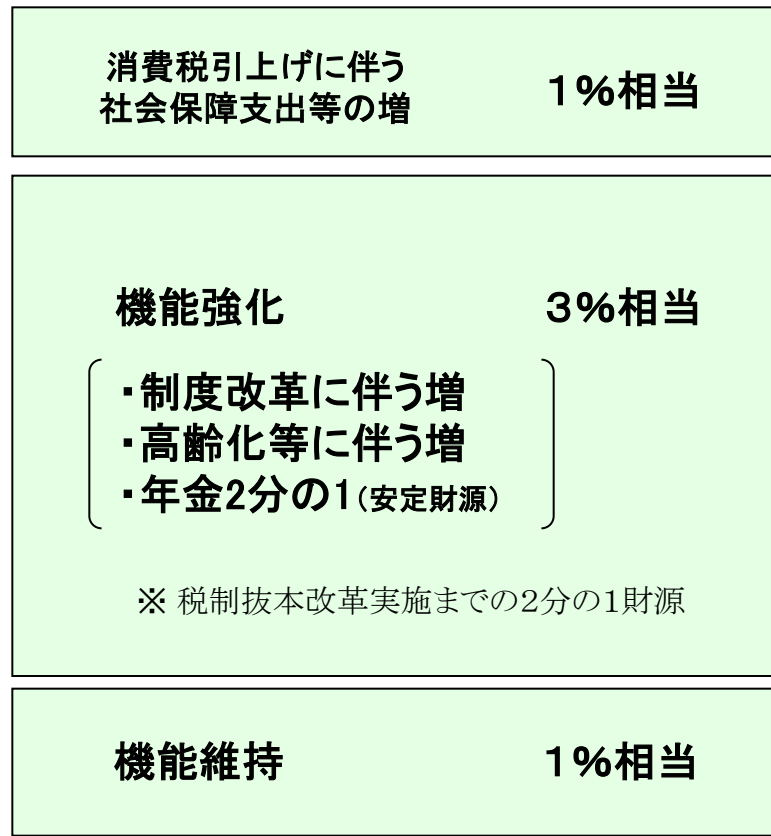
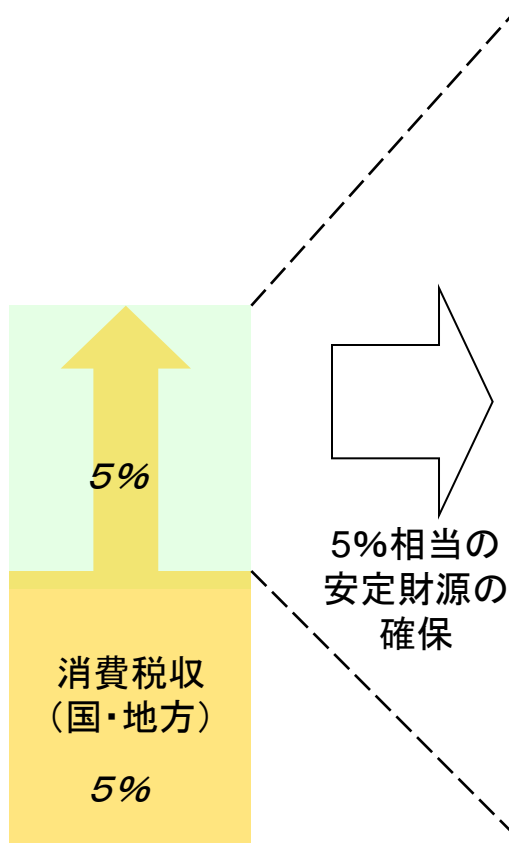
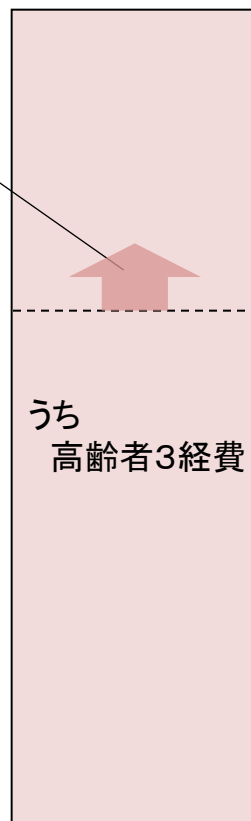
改革後ベース

「社会保障・税一体改革成案」
(平成23年6月30日 政府・与党社会
保障改革検討本部決定)より抜粋

社会保障4経費
(国・地方)

(国・地方)

制度改革に伴う
増及び消費税引
上げに伴う社会
保障支出の増



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物資調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

(注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

(注3) 機能強化の額は、厚労省による推計(2011年5月時点)。機能強化の具体的な内容は、別紙1のとおり。

(注4) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

民主党マニフェストにおける年金制度改革案

民主党の政権政策Manifesto2009(抄)

18.一元化で公平な年金制度へ

【政策目的】

- 公的年金制度に対する国民の信頼を回復する。
- 雇用の流動化など時代にあった年金制度、透明で分かりやすい年金制度をつくる。
- 月額7万円以上の年金を受給できる年金制度をつくり、高齢期の生活の安定、現役時代の安心感を高める。

【具体策】

- 以下を骨格とする年金制度創設のための法律を平成25年までに成立させる。

<年金制度の骨格>

- 全ての人と同じ年金制度に加入し、職業を移動しても面倒な手続きが不要となるように、年金制度を例外なく一元化する。
- 全ての人「所得が同じなら、同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設する。
- 消費税を財源とする「最低保障年金」を創設し、全ての人「7万円以上の年金を受け取れるようにする。「所得比例年金」を一定額以上受給できる人には、「最低保障年金」を減額する。

20.歳入庁を創設する

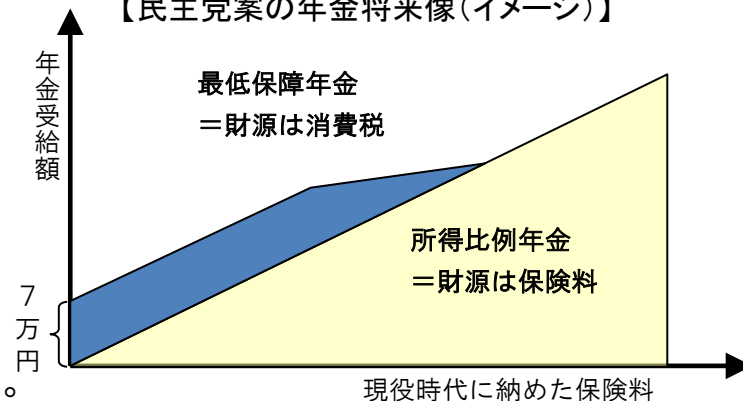
【政策目的】

- 年金保険料のムダづかい体質を一掃する。
- 年金保険料の未納を減らす。

【具体策】

- 社会保険庁は国税庁と統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収する。
- 所得の把握を確実にを行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する。

【民主党案の年金将来像(イメージ)】



民主党の政権政策Manifesto2010(抄)

5. 年金・医療・介護・障がい者福祉

- 年金制度の一元化、月額7万円の最低保障年金を実現するためにも、税制の抜本改革を実施します。

現在の公的年金制度の課題

第8回「社会保障改革に関する集中検討会議」(平成23年5月23日)厚生労働省案より抜粋

- 1961年の国民年金制度創設より約50年が経過し、制度創設時の前提や社会経済の状況が大きく異なってきている。
- 予想を大きく超える速度で少子高齢化が進展。また、人口減少局面に入るとともに、低成長時代で右肩上がりの経済を前提とできない状況。
- こうした状況の下で、公的年金制度には、以下のような課題が存在している。

①国民年金・厚生年金の加入者の変化

- ・雇用の在り方が変化し、非正規雇用と呼ばれる就労形態が増加。
- ・国民年金(第1号被保険者)が、自営業者のための制度から、非正規雇用者が加入する年金制度に変化。
- ・国民年金の制度は、非正規雇用者の受け皿となっておらず、こうした者が将来に低年金・無年金となる可能性が高い。

②年金制度が雇用・就労や人生の選択に影響

- ・被用者の中で、労働時間や収入で年金制度の適用関係が変わる仕組みとなっており、労働者の就業行動や事業主の雇入れ行動に影響を与えている。
- ・保険料を負担しないで基礎年金を受給できる第3号被保険者制度の存在があり、専業主婦を優遇しているのではないかという批判がある。

③低年金・無年金者の存在

- ・老齢基礎年金の平均受給額は月5.4万円、老齢基礎年金のみの平均受給額は月4.9万円。
- ・無年金見込み者を含めた無年金者は最大118万人と推計。

④年金制度への不信・不安

- ・給付と負担の関係が分かりにくいとの指摘。
- ・被用者年金も職域毎に分立しており、官民格差があるという批判がある。
- ・国民年金保険料の未納率の上昇により、制度が破綻するのではないかと不安・誤解がある。

⑤長期的な持続可能性に不安

- ・基礎年金国庫負担財源を賄う恒久財源が確保されていない。
- ・諸外国の動向及び高齢化の一層の進展を踏まえれば、将来的に更なる支給開始年齢の引き上げが必要ではないかとの指摘。
- ・デフレ経済下でマクロ経済スライドが発動しておらず、長期的な財政安定性にも不安との指摘。

課題に対する解決の方向性

第8回「社会保障改革に関する集中検討会議」(平成23年5月23日) 厚生労働省案より抜粋

年金改革の目指すべき方向性

- このような課題に対処するためには、以下のような方向性を目指して年金改革を行っていくことが必要。
 - ①新しい仕事への挑戦や女性の就労を妨げる年金制度ではなく、働き方、ライフコースの選択に影響を与えない、一元的な制度
 - ②単身高齢者、低年金者、無年金者の増大に対して、最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度
 - ③国民から信頼され、財政的にも安定した制度

新しい年金制度の方向性

- 全ての職種が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付となる「所得比例年金」の創設
- 高齢期に最低限これだけは受給できるという額が明示された「最低保障年金」の創設

国民的合意・環境整備の必要性

- 今の年金制度を抜本的に新しい年金制度に改めるためには、国民的な合意が必要。
- 自営業者を含む一元的な制度を実現するためには、
 - ①社会保障・税に関わる番号制度の導入・定着
 - ②歳入庁創設等、税と社会保険料を一体徴収する体制の構築
 - ③所得捕捉問題に対する国民の納得感の醸成といった環境整備を制度の議論と並行して行う必要があり、そのためには一定の準備期間が必要。

- 新しい年金制度の骨格を示し、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、新しい年金制度の実現に取り組む。
- 新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるまでには、40年以上の期間が必要。移行期間中は、新制度と旧制度の両方から年金が支給されることになる。
- このため、年金改革の目指すべき方向性に沿って、当面、現行の年金制度の改善を速やかに進める。

新しい年金制度について(民主党資料より)①

〇「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党「社会保障と税の抜本改革調査会」)(平成23年5月26日)(年金関係部分抜粋)

IV. 抜本改革で公平で、信頼できる年金へ
＝公的年金制度の改革の方向性＝

1. 基本的な考え方

現行の年金制度は、職業によって加入する制度が異なる上、非常に複雑な制度となっている。そのため、ライフスタイルの多様化など現在の国民生活に適合せず、また制度を理解することが困難なことから、公的年金制度にとって最も重要な国民の信頼を失っている。

そこで民主党は、先の総選挙マニフェストで年金制度を抜本的に改め、簡素で、公平で、わかりやすい制度に転換することを訴えた。具体的には、公的年金制度を、納めた保険料に応じて年金を受給できる「所得比例年金」と、公的年金制度に適切に加入した場合に一定額の年金を保障する「最低保障年金」を組み合わせた年金制度を創設し、すべての国民がこの制度に加入する(「公的年金制度の一元化」)こととした。

これによって制度が簡素かつ公平になるとともに、高齢期の生活の安定を高め、また国民の多様なライフスタイルにも対応が可能となると考えており、今般の抜本改革において、改めて民主党案の実現を求めていく。

一方で、いわゆる「公的年金制度の一元化」を実現するためには、所得の捕捉を確実にするための番号制度の導入、税と社会保険料の一体徴収など、現在の行政の仕組みを大きく転換することが必要であるが、これを短時間で実現することは困難である。

そこで、このような公的年金制度の抜本改革を実現するための環境が整備されるまでの間、現行制度の問題を可能な限り是正し、国民の年金制度に対する信頼を回復することとする。

2. 抜本改革後の新たな年金制度のポイント

(1) 抜本改革の前提

<年金受給者(60歳に達し、保険料を払い終えている方を含む)>

制度改革の影響を受けず、現在の受給額に変化なし。

<制度改革時に現役世代(20-59歳)>

① 制度改革時までに現行制度で納めた保険料に対しては、将来、現行制度に基づく年金額を受給(現行制度の受給資格期間25年に達していない方も含む)。

② 制度改革以降に新制度で納めた保険料に対しては、将来、新制度に基づく年金額を受給。将来の受給額は「現行制度に基づく受給額①」と「新制度に基づく受給額②」の合算額。

<制度改革時以降に20歳に達する方>

新制度に基づく保険料納付を行い、将来、新制度に基づく年金額を受給。

(2) 新制度の骨格

① 加入対象者

- 20歳以上65歳未満の者すべて
- 20歳未満または65歳以上で所得のある者
- 被用者も自営業者もすべての人が同じ制度に加入(一元化)。

② 制度の骨格

- 現役時代に納める保険料に応じて給付を受ける「所得比例年金」と所得比例年金の額に応じて給付を受ける「最低保障年金」の組み合わせ
- 上記の組み合わせで、すべての人が概ね月額7万円以上の年金を受けられるようにする(新制度の完成時点)。
- 「所得比例年金」の給付財源は「保険料」、「最低保障年金」の財源は「税」。

(3) 所得比例年金

① 保険料

- 保険料は老齢年金に係る部分について15%程度とし、別途、遺族年金・障害年金に係る保険料を加算することとする。
- 被用者の保険料は労使折半とする。また、被用者保険の使用者負担分は企業会計上、給与と同等の扱いであることを踏まえ、自営業者の保険料は全額自己負担とするが、導入にあたっては激変緩和措置を設ける。
- 被用者の賦課ベースは給与収入、自営業者の賦課ベースは「売上―必要経費」とする。なお、賦課ベースには上限を設ける(＝年金受給額に上限を設ける)。

② 所得比例年金額

- 個人単位で計算(有配偶者の場合、夫婦の納めた保険料を合算して二分したもの、それぞれの納付保険料とする＝二分二乗)。
- 納付した保険料を記録上積み上げ、その合計額を年金支給開始(裁定)時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出(納付保険料については、年金支給開始時まで、一定の運用益＝金利を付利して計算)。

新しい年金制度について(民主党資料より)②

○5月26日「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党「社会保障と税の抜本改革調査会」)(平成23年5月26日)(年金関係部分抜粋)

- 上記の「一定の運用益」として「見なし運用利回り」を用いる。「見なし運用利回り」は、1人当たり賃金上昇率をベースにしつつ、現役人口の減少を加味することで、概ね100年間、所得比例年金の財政が維持できるように調整した値とする。
- 出生率・人口動態、経済成長率・賃金上昇率等の経済前提に一定の変化があった場合には、将来の年金給付を確実にする観点から、「見なし運用利回り」及びこれを通じた年金の財政計算の見直しを速やかに行う。

(4) 最低保障年金

- ① 最低保障年金の骨格
- 最低保障年金は、消費税を財源として、所得比例年金の受給額の少ない人に給付することとする。最低保障年金の受給にあたっては、適切な受給要件を設ける。
- 最低保障年金の満額は概ね7万円(現在価額)。
- 最低保障年金は、生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする。
- 全ての受給者が所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする。
- 最低保障年金についても、所得比例年金額の算定に用いる「見なし運用利回り」でスライドを行う。

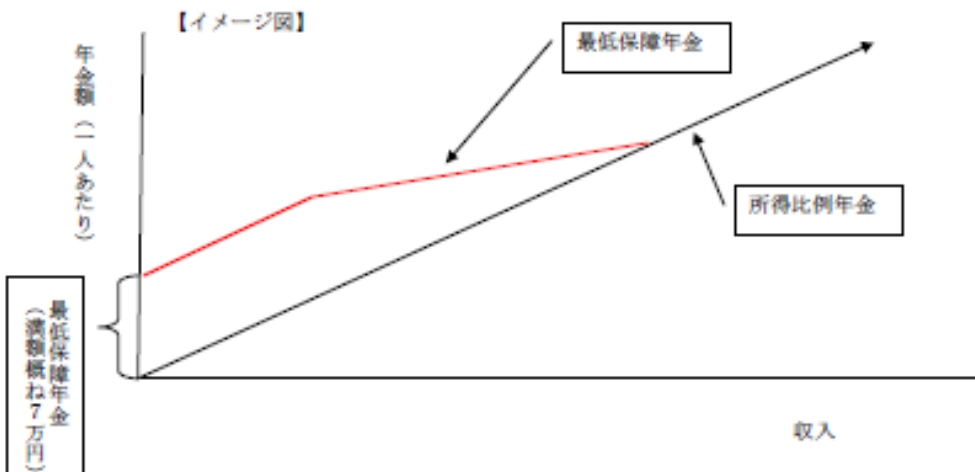
3. 抜本改革までの現行制度の改善

「公的年金制度の一元化」などの抜本改革を実現するまで、一定の時間を要することから、その間は現行制度を改善することによって、無年金者・低年金者問題、年金の財政基盤強化などの課題に対応する。なお、抜本改革の着手にあたっては現行制度の財政再計算を行うこととする。

【現行制度改善の例】

- 厚生年金の適用範囲拡大
非正規雇用の増大を踏まえ、現在の加入要件を見直すなどによって、可能な限り厚生年金の加入者の適用範囲を拡大することで、将来の低年金者・無年金者を少なくする。
- 年金財政の基盤強化
税制の抜本改革を通じて、基礎年金国庫負担1/2の安定的な財源を確保する。
- 国民年金保険料の適正な徴収
国民年金保険料の納付率の低下が続いていることから、徴収体制の見直しなどにより納付率の向上を図る。

またマクロ経済スライド、物価スライドのあり方を検討するとともに、抜本改革の環境整備に必要な期間、新制度への移行期間などを踏まえつつ、被用者年金の一元化、基礎年金の最低保障機能の強化、在職老齢年金制度の見直しなどについても、検討を加えていくこととする。



- (1) 社会保障・税一体改革成案に盛り込まれた年金分野の以下の改革項目の検討のため、社会保障審議会年金部会において議論を進めている。

【 検討項目 】

最低保障機能の強化、高所得者の年金給付の見直し、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げ 等

- (2) また、非正規労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大については、年金・医療・雇用等の幅広い分野に関係することから、社会保障審議会の特別部会（短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会）において議論を進めている。
- (3) 被用者年金の一元化については、厚生労働省が所管する厚生年金と、財務省・総務省・文部科学省が所管する共済年金との間の調整が必要なため、まずは関係省庁間において検討を進めている。
- (4) 新しい年金制度の創設については、民主党内での検討状況を踏まえつつ検討することとしている。

年金部会・短時間労働者特別部会における検討状況と今後の予定

年金部会

○これまでの検討状況

(主な議題)

- 第1回 8月26日 基礎年金国庫負担1/2の確保
- 第2回 9月13日 受給資格期間の短縮、低所得者等への加算、高所得者の年金額の調整
- 第3回 9月29日 第3号被保険者制度、マクロ経済スライド
- 第4回 10月11日 支給開始年齢、在職老齢年金
- 第5回 10月31日 産休期間中の保険料免除、標準報酬上限の引上げ →1巡目の議論終了
- 第6回 11月11日 2巡目の議論の開始

○今後の予定

第7回以降(候補日) 12月1日、8日(必要に応じ追加)

短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会

○これまでの検討状況

(主な議題)

- 第1回 9月 1日 論点についての議論(1回目)
- 第2回 9月21日 論点についての議論(2回目)
- 第3回 9月30日 研究者からのヒアリング
- 第4回 10月13日 事業主団体・労働組合等からのヒアリング(1回目)
- 第5回 10月24日 // (2回目)
- 第6回 10月27日 // (3回目)
- 第7回 11月 9日 // (4回目)、委員によるプレゼン
- 第8回 11月17日 短時間労働者への社会保険適用を巡る現状及び論点

○今後の予定

第9回以降(候補日) 11月30日、12月7日(必要に応じ追加)

1. 基礎年金国庫負担1 / 2の確保

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要 (第3次補正予算の提出に併せた再修正後の法案※)

1. 法案の趣旨

- 平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

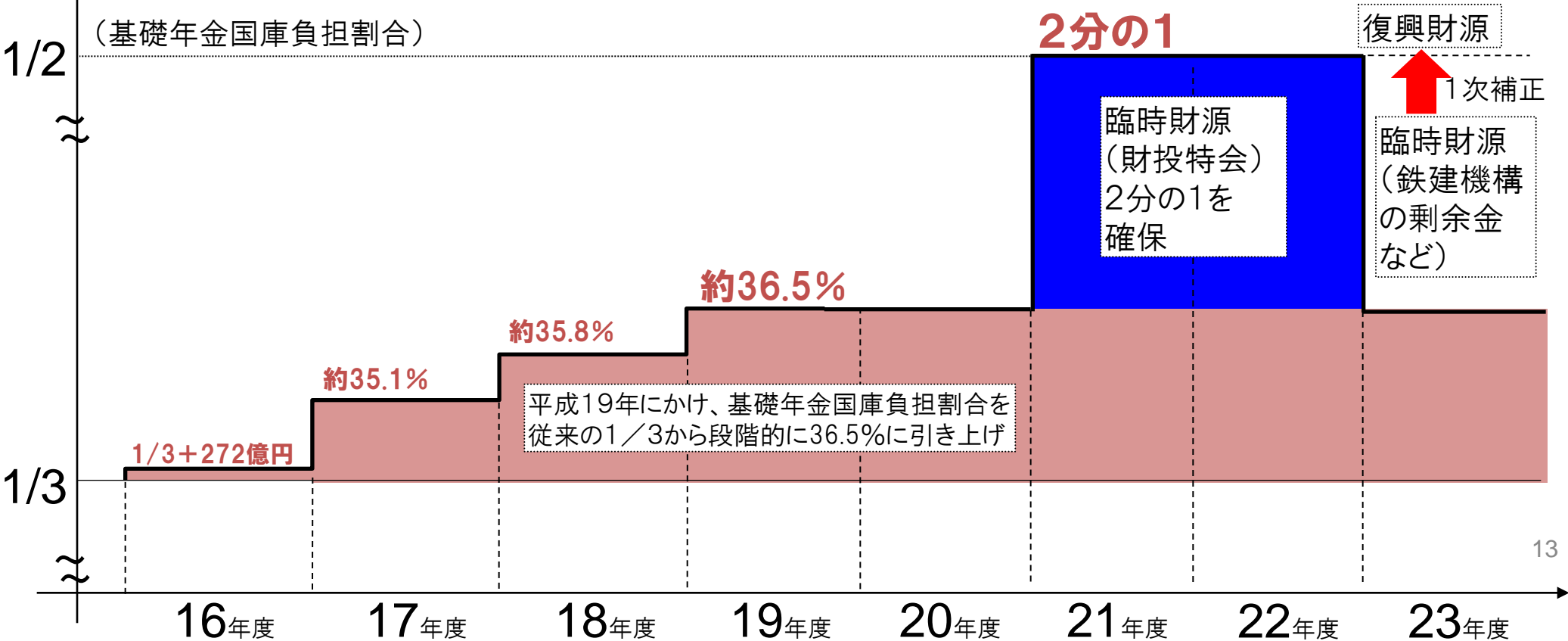
- 平成23年度について、国庫は、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。
この場合において、当該差額については、復興債の発行により確保される財源を活用して、確保するものとする。
- 平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。
 - 「税制の抜本的な改革」とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。
- 平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。
 - 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。
(平成20年度まで:3分の1 平成21年度及び22年度:2分の1)

3. 施行日 公布の日

※ 本法案については、平成23年2月14日に提出した後、4月28日の閣議決定により、一度修正が行われている。今般、第3次補正予算案の提出に併せ、10月28日の閣議決定で、2分の1と36.5%の差額である2.5兆円を復興債で補てんすることに対応するための再修正を行った。

基礎年金国庫負担割合のこれまでの道筋

- 19年度にかけて、基礎年金国庫負担割合を従来の「1/3」から段階的に36.5%に引き上げたが、「1/2」には至らなかった。
- 21年度・22年度は臨時財源（財政投融资特別会計からの繰入金）を確保し、「1/2」を実現。
- 23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）を確保し、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、震災復興財源に転用された。一方で、第3次補正予算案では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 今後、税制抜本改革実施により安定財源を確保し、基礎年金国庫負担1/2を恒久化することとしている。24年度から税制抜本改革実施までの年度は、現在、国会提出中の法案において、税制抜本改革により確保される財源を活用して「1/2」を維持するよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。



平成23年8月26日
社会保障審議会年金部会

年金制度を将来にわたり持続的で安心できるものとする観点から、基礎年金国庫負担に関し、以下の取組みを求めるものである。

1.（平成23年度の基礎年金国庫負担について）

平成23年度の基礎年金国庫負担2分の1に充てることとしていた臨時財源2.5兆円が、第1次補正予算において震災復旧・復興事業に転用されたことにより、年金積立金で穴埋めせざるを得ない状況となっている。しかし、積立金は労使等が拠出した保険料を財源とするものであり、このような取扱いは本来適切ではない。

年金財政の安定のためには、転用された平成23年度分の2.5兆円分について、財源を確保して、第3次補正予算において年金財政に繰り入れることを求める。

2.（平成24年度以降の基礎年金国庫負担について）

基礎年金国庫負担については、平成16年の年金制度改正の際に、平成21年度までに2分の1に引き上げるとともに、所要の安定財源を確保する税制の抜本的な改革を行うことが法律上明記された。

しかし、実際には、税制の抜本的な改革は今に至るまで実施されず、また、平成21年度および22年度については、基礎年金国庫負担2分の1を達成したものの、臨時財源を充てたものであった。

現在国会に提出中の法案では、税制の抜本的な改革により安定財源が確保される年度以降だけでなく、平成24年から安定財源が確保される年度の前年度までの各年度についても、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して基礎年金国庫負担2分の1を維持することとされている。また、社会保障・税一体改革成案においても、消費税収による安定財源の用途の1つとして、税制抜本改革実施までの2分の1の財源が挙げられている。年金制度を安定的に維持する上で不可欠である恒久財源を確保するために、今度こそ税制の抜本的な改革を成し遂げるとともに、法案の趣旨に沿って、先送りにすることなく、上記期間の各年度について、国庫負担2分の1の維持のために必要な額を、年金財政に確実に繰り入れることを求める。

2. 最低保障機能の強化・高所得者の年金給付の見直し

- 低年金・無年金者が存在することに対して、年金制度の最低保障機能の強化を図る。
- 併せて、高所得者の年金給付の見直しにより、年金給付の重点化・効率化を図る。

所要額（公費）
2015年

～0.6兆円程度

<現状>

- 無年金者、低年金者が存在している。（無年金者・無年金見込者は、最大約118万人（65歳以上は最大約42万人）と推計。）
- 国民皆年金の制度の下で、25年という受給資格期間を設定している。
- 老齢基礎年金の実際の平均受給額は月額約5.4万円、老齢基礎年金のみの者の平均受給額は月額約4.9万円である。
- 老齢基礎年金や老齢厚生年金については、保険料の納付実績のみを基にして年金が支給される。

充 実

<改革の具体策>

【受給資格期間の短縮】

- 納付した保険料を年金受給につなげやすくする観点から、受給資格期間を、現在の25年から短縮することを検討する。

【低所得者への加算・障害基礎年金への加算】

- 現在低年金となっている者の支援のため、低所得者である老齢年金受給者に対し、基礎年金額を定額又は定率で加算して支給する制度を検討する。

※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動。

※ 上記金額は、年収65万円未満（単身の場合）の者等に対して、月額1.6万円（7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差）を加算する等の前提。

0.6
兆円
程度

重点化・効率化

<改革の具体策>

【高所得者の年金給付の見直し】

- 低所得者への加算など、最低保障機能の強化策の検討とあわせ、高所得者の老齢基礎年金について、国庫負担相当額までを限度に減額する制度を設けることを検討する。

※ 公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討する。

※ 高所得者の年金給付の見直しについては、減額対象者によって財政規模が変動。

※ 仮に、年収1,000万円以上から減額開始（1,500万円以上は公費負担分を全額減額）とすると▲450億円程度公費縮小。

3. 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

- 働き方に中立な年金制度となるよう、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大を検討する。

<現状>

- 同じ被用者であっても労働時間や収入によって年金制度の適用が変わる仕組みとなっている。
- 国民年金制度が、自営業者のための制度から、不安定な被用者が多く加入する年金制度に変化しており、こうした者が、将来、無年金、低年金となるおそれがある。



充 実

<改革の具体策>

【短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大】

- 働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金に加入している非正規労働者の将来の年金権を確立するため、厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者を、厚生年金の適用対象とすることを検討する。この際、雇用保険の制度などを参考に検討する。

※ 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、**約400万人が適用**となると見込まれる。

(参考1)現在の厚生年金の適用要件

- ・ 1日、又は1週間の所定労働時間、1ヶ月の所定労働日数がそれぞれ当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者のおおむね4分の3以上であること

(参考2)他の社会保険制度の適用要件について

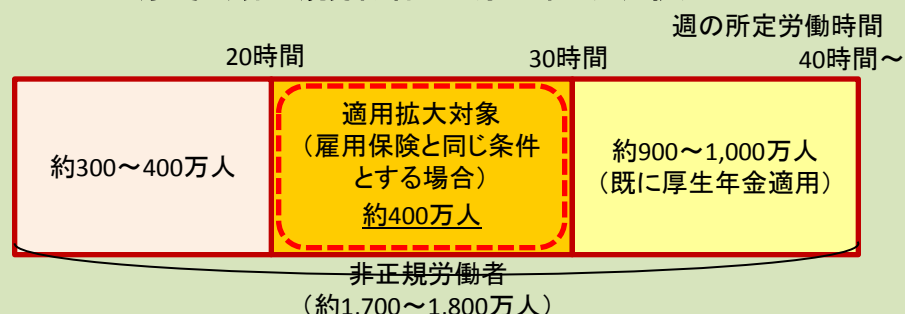
<雇用保険>

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - ・ 31日以上雇用見込みがあること
- なお、収入等の他の要件はない。

<労災保険>

- ・ 適用事業に使用される労働者であること

(参考3)非正規労働者への厚生年金適用拡大のイメージ



※ 労働力調査(2010年)によると、非正規労働者(勤め先の呼称が「パート」、「アルバイト」、「派遣社員」、「契約社員・嘱託」、「その他」の者)は合計で1,755万人。

- 社会保障改革における「安心3本柱」について
—総理指示— (抜粋)

社会保障改革の柱として、国民の安心確保のための最優先項目(安心3本柱)について、検討を進めること。

2. 非正規労働者への社会保険(厚年、健保)適用拡大

—正規と変わらないのに、非正規で社会保険適用から排除されている人が増加。これは格差問題にも関係。中小企業の雇用等への影響にも配慮しつつ、適用拡大を図る。

適用拡大に関する考え方

考え方1

被用者には、被用者にふさわしい年金・医療保険を確保すべきではないか。

考え方2

社会保険制度における、働かない方が有利になるような壁を除去し、就労促進型、少なくとも中立なものに転換すべきではないか。

考え方3

企業の社会保険料負担を業種や雇用形態によって異なる公平なものとするべきではないか。

※平成19年の被用者年金一元化法案（廃案）における適用拡大案（新たな適用人数：約10～20万人）

《要件》

- ①週所定労働時間が20時間以上であること ②賃金が月額98,000円以上であること
- ③勤務期間が1年以上であること ④学生は適用除外とする
- ⑤従業員が300人以下の中小零細事業主には新たな基準の適用を猶予

社会保障審議会短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 事業主団体及び労働組合等からのヒアリング 対象団体

○第4回特別部会(10月13日(木))

- ・日本フードサービス協会
- ・日本サービス・流通労働組合連合

○第5回特別部会(10月24日(月))

- ・日本チェーンストア協会
- ・日本スーパーマーケット協会
- ・日本百貨店協会
- ・全国生活衛生同業組合中央会
- ・全国介護事業者協議会
- ・日本人材派遣協会
- ・全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟
(UIゼンセン同盟)
- ・特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

○第6回特別部会(10月27日(木))

- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・全国乗用自動車連合会
- ・全国ビルメンテナンス協会
- ・日本在宅介護協会
- ・全日本自治団体労働組合

○第7回特別部会(11月9日(水))

- ・国民健康保険中央会
- ・情報産業労働組合連合会

(参考)労使の意見の概要

(事業主団体) 保険料負担が企業経営に悪影響を及ぼすため、反対。
(労働組合) 原則として、全労働者に対して被用者保険を適用すべき。パート労働者の将来の所得保障を厚くするため、激変緩和を図りながらでも適用拡大を図るべき。

4. 働き方・ライフコースの選択に影響を与えない制度等

- 働き方・ライフコースの選択に影響を与えない年金制度としていくことを検討する。

<現状>

- 現在の年金制度は、被用者の中で、労働時間や収入で年金制度の適用関係が変わる仕組みとなっているなど、働き方やライフコースに中立的でないとの指摘がある。
- 例えば、個人が直接保険料を負担せずに基礎年金を受給できる第3号被保険者制度について、専業主婦を優遇しているのではないかという批判がある。また、在職老齢年金制度については、高齢者の就労抑制的であるとの批判がある。



充 実

<改革の具体策>

【第3号被保険者制度の見直し】

- 新しい年金制度の方向性(二分二乗)を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討する(参考1)。

【在職老齢年金の見直し】

- 60歳代前半の者に係る調整限度額を、60歳代後半の者と同じとすることを検討する(参考2)。

【産休期間中の保険料負担免除】

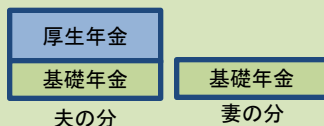
- 産前・産後期間中も、保険料免除制度の対象とすることを検討する。

【被用者年金の一元化】

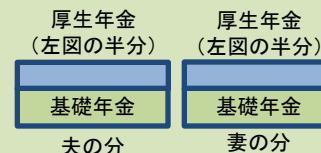
- 厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入すること等を検討する。

(参考1)第3号被保険者制度の見直しについて

○ 現行制度の場合

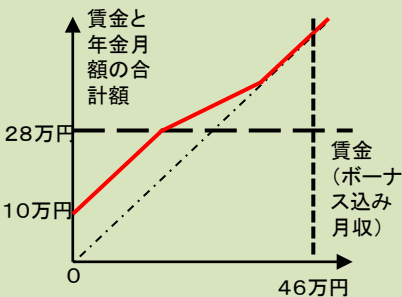


○ 二分二乗の場合

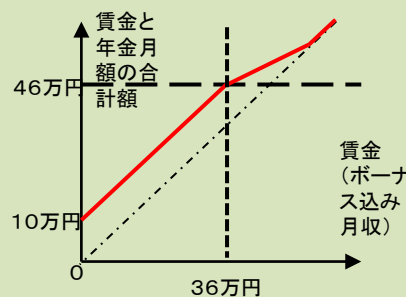


(参考2)在職老齢年金の仕組みについて

○ 60歳～64歳の場合



○ 65歳以上の場合



※ いずれも、年金(厚生年金の給付のみ)受給額は10万円と仮定

重点化・効率化

<改革の具体策>

【標準報酬上限の

引き上げ】

- 健康保険制度を参考に見直しを検討する(参考3)。

(参考3)年金と健康保険の標準報酬月額の上限について

年金 (平成12年～)	健康保険 (平成19年～)
620,000円	1,210,000円

(参考)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

(平成19年4月法案提出、平成21年7月衆議院解散に伴い廃案)

1. 法律案の趣旨

被用者年金制度の一元化については、平成18年4月の閣議決定及び12月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

①被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。

②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。

- ・共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止、等。
- ・60歳台前半の公務員OB等に係る在職中の年金支給額の減額方法について、より厳しい減額方法(現行の厚生年金の取扱い)に統一。

③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。

- ・平成22年から引き上げ、公務員共済は平成30年、私学教職員は平成39年に統一。

④事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。

⑤共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。

- ・新3階年金については、平成19年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定(附則)。

⑥追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

(2) その他

①被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。
(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)

②企業年金に係る規定の整備等。

3. 施行時期

- ・原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。

※本法案は平成19年4月13日、第166回通常国会に提出したが、審議未了のまま衆議院解散(平成21年7月21日)により廃案となった。

5. マクロ経済スライド (=スライドの自動調整) (名目下限の在り方の検討・特例水準の解消の検討)

- 年金財政の持続可能性の確保を図るため、マクロ経済スライド(=スライドの自動調整)の在り方についての見直しを検討する。

<現状>

- 平成16年の年金改正の財政安定化策の柱の一つであるマクロ経済スライドは、物価、賃金が上昇している際に、年金額の上昇幅を抑制する仕組みであるが、近年、物価及び賃金が低下傾向であり、まだこの仕組みは発動していない。
- 年金財政の安定のためには、物価及び賃金が低下している際にも、さらに年金額を減額して調整すべきとの意見がある。



重点化・効率化

<改革の具体策>

【マクロ経済スライド(名目下限の在り方の検討)】

- デフレ経済下においては、現行のマクロ経済スライドの方法による年金財政安定化策は機能を発揮できないことを踏まえ、デフレ経済下における年金財政安定化方策の在り方について検討する。

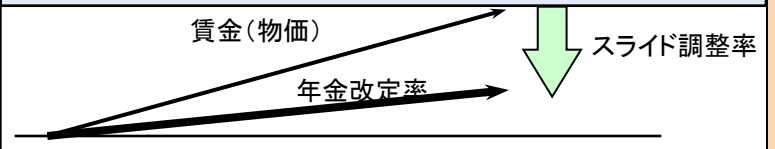
【特例水準の解消の検討】

- また、特例水準が存在する間はマクロ経済スライドは発動しないこととされており、マクロ経済スライド発動のためには、特例水準の解消が必要である。このため、世代間の公平を図る等の観点から、特例水準2.5%(※)の解消について、検討する。

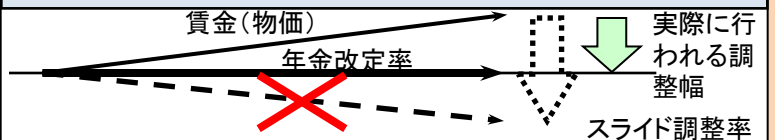
(※)特例水準とは、過去の物価下落時に年金額を据え置いた経緯から、特例的に本来よりも高い水準で支払われている年金の水準のこと。平成23年度、本来水準と特例水準の差は2.5%となっている。

【現行マクロ経済スライドの仕組みのイメージ】

【図1】ある程度、賃金(物価)が上昇した場合



【図2】賃金(物価)上昇が小さい場合



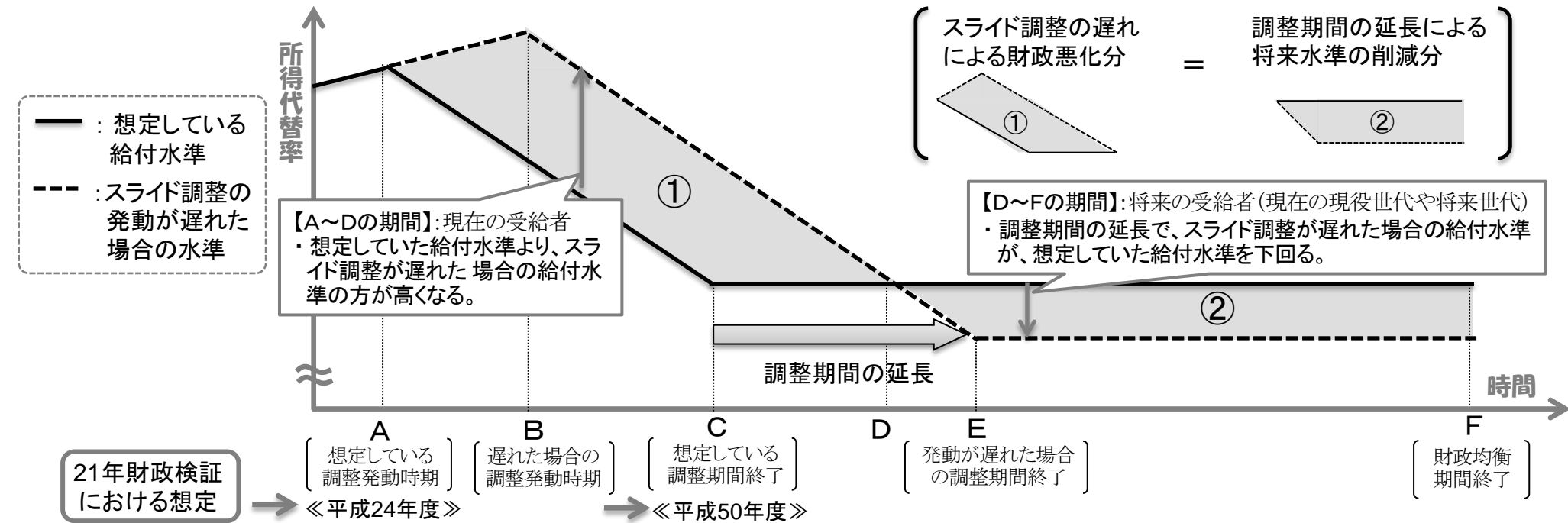
【図3】賃金(物価)が下落した場合



給付を自動調整する仕組みが発動していない状況（名目下限が設定されている状況）の評価

○ デフレ経済下においてスライドの自動調整が発動する仕組みがなく、年金額が引き下げられていないことにより、世代間格差を広げているとの指摘について、どう考えるか。一方、経済が順調に推移すれば、現行の自動調整の仕組みで十分なのだから、仕組みに問題があるのではなく、デフレ経済脱却に向けた取組みが必要であるとの指摘について、どう考えるか。

- ・ デフレ経済下で名目下限が存在することによって、スライドの自動調整が発動が遅れた場合、その分だけ調整期間が延長し、将来世代の給付水準が低下する。将来世代の負担軽減のため現行の自動調整の仕組みを見直すべきであるとの意見がある。なお、この状況は、特例水準が解消せず、スライドの自動調整が発動しない場合も同様である。



- ・ 一方、これはスライドの自動調整の仕組みに問題があるのではなく、そもそもデフレ経済脱却に向けた取組みが必要であるとの意見がある。また、名目下限の在り方を見直すことは、物価及び賃金の下落時に、それを上回って年金額を切り下げることになる事から、年金受給者に対する納得できる説明が必要との意見がある。また、その際、基礎的消費を賄うべき基礎年金に対してマクロ経済スライドを適用すべきではないという意見もある。こうした項目については、引き続き幅広い観点からの十分な議論が必要である。

※ 平成16年改正時の想定では、平成20年度には、本来水準が特例水準を上回り、自動調整が発動する前提であったが、それまでに特例水準の解消には至らず、平成21年度の財政検証では、平成24年度からと想定されている。

物価下落時に年金額を減額しなかったこと(特例水準の存在)の影響について

(1) 特例水準の設定について

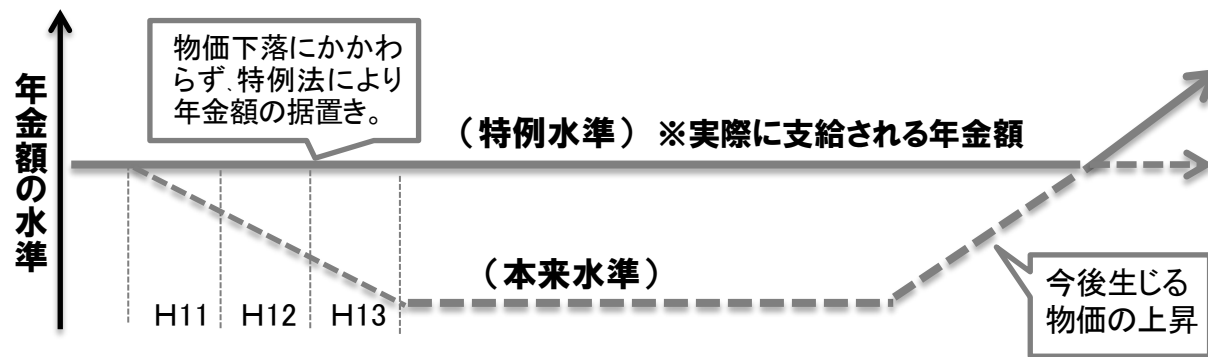
<物価スライド特例措置>

- 平成11～13年に物価が下落した際、本来であれば、平成12～14年度の年金額は、3年間の累計で1.7%の引下げとなる^{ところ}、当時の厳しい社会経済情勢の下における年金受給者の生活の状況等にかんがみ、特例的に年金額を据え置く措置を講じた。(次ページ参照)

<物価スライド特例措置の解消>

- この特例措置により、実際に支払われる年金額は、本来より高い水準となったため、平成16年改正において、この特例水準の年金額を解消するための措置が講じられた。

具体的には、賃金・物価が上昇する局面において、法律上本来想定している年金額(本来水準)は、一定の調整は行いつつ引き上げる一方、特例水準の年金額は据え置くこととした。これによって、賃金・物価の上昇に伴い、本来水準が特例水準の年金額を上回ることとなれば、それ以降、本来水準の年金額を実際に支払うという方法により、特例水準を解消することとした。



- ・物価が上昇しても特例水準の年金額は据置き。
- ・物価が下落した場合は、特例水準の年金額を引下げ。

↓
物価の上昇により、本来水準が特例水準を上回れば、年金額は本来水準に復帰し、上回った分だけ年金額が引き上げられる。

<平成16年改正後の状況>

- 平成16年改正において、上記のとおり、賃金・物価の上昇に伴って特例水準を解消する措置を講じたものの、その後、賃金・物価の下落傾向が続いていることにより、本来水準と特例水準との差は縮まらず、平成23年度現在、両者の差は2.5%に拡大している。
- 特例水準による足下の年金財政に関する影響を極めて粗く機械的に算出すると、平成21年度までの10年間で、約5.1兆円程度となる。

6. 支給開始年齢の引上げ（中長期的な課題）

- 世界最高水準の長寿国である我が国において、年金財政の持続可能性の確保を図るため、支給開始年齢の引き上げについて検討する。

<現状>

- 平成6年及び平成12年の年金制度改革により、年金の支給開始年齢を段階的に引き上げている（65歳への引き上げ完了は男性の場合2025年度。昭和36年度以降生まれが対象）。また、その際、高齢者雇用施策についてもあわせて推進している。

重点化・効率化

<改革の具体策>

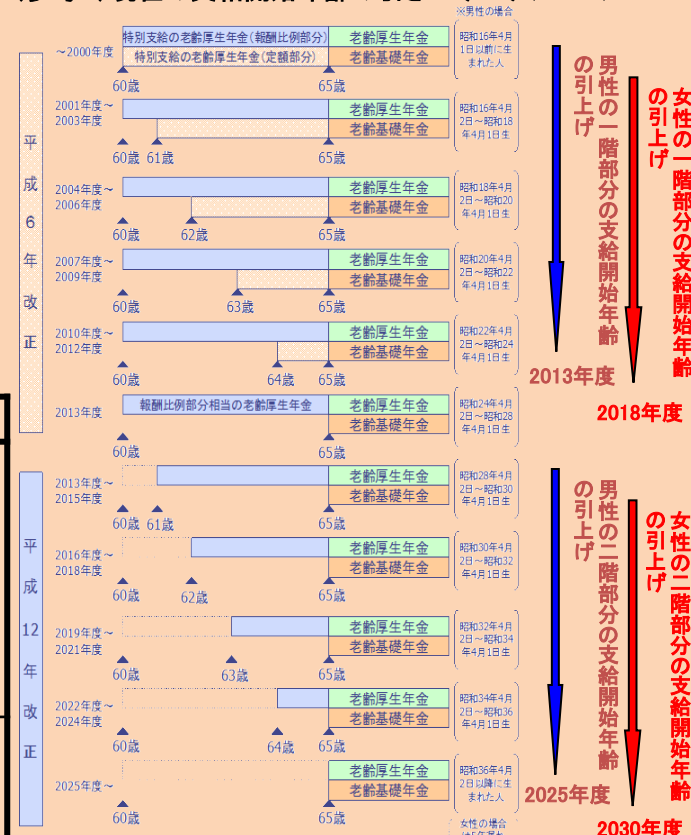
【支給開始年齢の引き上げ】

- 先進諸国（欧米）の平均寿命・受給開始年齢を十分参考にし、高齢者雇用の確保を図りつつ、68～70歳へのさらなる引き上げを視野に検討する。
- 厚生年金の支給開始年齢引き上げスケジュールの前倒しを検討する。
- 小宮山大臣は、来年あるいは再来年の法案提出は考えていないと国会で答弁（11月9日衆・予算委）。

（参考1）各国の支給開始年齢について

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
支給開始年齢	国民年金（基礎年金）：65歳 厚生年金保険：60歳 ※男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ	66歳 ※2027年までに67歳に引上げ	男性：65歳 女性：60歳 ※女性は2020年までに65歳に引上げ ※さらに、2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引上げ	65歳 ※2012年から2029年までに67歳に引上げ	60歳 ※2018年までに62歳に引上げ	61歳以降本人が選択（ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳）
平均寿命	男性：79歳 女性：86歳 平均：83歳	男性：76歳 女性：81歳 平均：78歳	男性：77歳 女性：82歳 平均：80歳	男性：77歳 女性：83歳 平均：80歳	男性：78歳 女性：85歳 平均：81歳	男性：79歳 女性：83歳 平均：81歳

（参考2）現在の支給開始年齢の引き上げスケジュール



(参考)

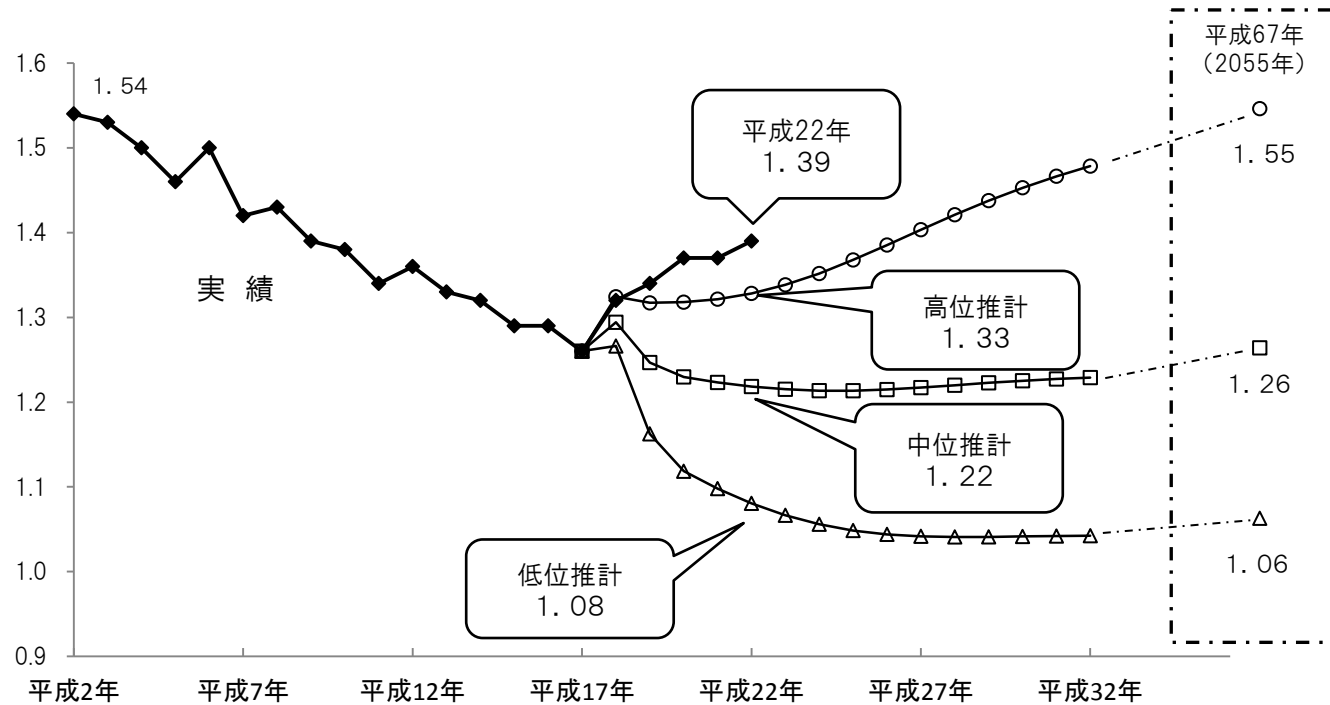
平成21年財政検証後の実績等を踏まえた
年金財政の状況について

○ 公的年金財政の主な変動要因は人口と経済前提

人 口
(合計特殊出生率)

・平成18年推計では将来的な合計特殊出生率の水準は1.26と見込まれているが、実績値は平成17年の1.26を底に、平成22年の1.39まで回復傾向になっている。

合計特殊出生率の推移と将来推計人口(平成18年推計)における仮定値



経済前提

- ・足下の経済前提は、内閣府の見通しを用いているが、平成21年、22年については、リーマンショック後の経済の回復も弱く、実績の賃金上昇率は見込みを下回っている。
- ・運用利回りの実績については、年による変動が大きくなっている。
(平成21年財政検証の長期の経済前提では、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りはそれぞれ1.0%、2.5%、4.1%となっている。)

○ 物価上昇率

	平成16年財政再計算との比較					平成21年財政検証との比較	
	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)
見込み	△ 0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	△ 0.4	0.2
実績	0.0	△ 0.3	0.3	0.0	1.4	△ 1.4	△ 0.7

○ 賃金上昇率

	平成16年財政再計算との比較					平成21年財政検証との比較	
	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)
見込み	0.60	1.30	2.00	2.30	2.70	0.05	3.41
実績	△ 0.20	△ 0.17	0.01	△ 0.07	△ 0.26	△ 4.06	0.68

注1. 性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。

注2. 実績の賃金上昇率は厚生年金のみのデータから求めたものであり、被用者年金全体のデータを用いて求められる再評価率とは異なる。

○ 運用利回り

	平成16年財政再計算との比較					平成21年財政検証との比較	
	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)
見込み	1.69	1.81	2.21	2.51	3.00	1.47	1.78
実績	2.73	6.83	3.10	△ 3.53	△ 6.86	7.54	△ 0.26

※ 平成16年財政再計算で用いた内閣府の見通しは、「構造改革と経済財政と中期展望-2003年度改定」(2004年1月)の参考試算であり、推計最終年の2008年には経済が順調に回復する前提となっている。

一方、平成21年財政検証で用いた内閣府の見通しは、「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」(2009年1月)であり、その時点で得られたリーマンショック等による影響が織り込まれているため、平成20年と平成21年の見込み値には格差が生じている。

収支状況

※ 厚生年金基金の
代行部分等を含む

- ・収支状況は、平成21年度時点では、見通しに比べて良くなっており年度末積立金は約4兆円見通しを上回っている。
- ・平成22年度は、財政検証の見通しでは、厚生年金と国民年金を合わせて約1.6兆円の積立金の取崩しとなっているが、特別会計の収支決算の実績では約6兆円の取崩しとなっている。

(単位:兆円)

	平成21年財政検証(基本ケース)							実績推計(収支決算)							年度末積立金の見込みと実績との差
	収入		支出	収支差引残		年度末積立金	収入		支出	収支差引残		年度末積立金			
	うち 保険料	うち 運用収入			運用収入 を除く			うち 保険料		うち 運用収入			運用収入 を除く		
〔厚生年金〕															
21年度	34.9	23.8	2.1	35.8	△0.9	△3.0	144.4	40.2 (40.9)	23.0 (22.2)	7.5 (8.6)	38.1 (36.8)	2.1 (4.1)	△5.4 (△4.5)	148.7 (120.8)	+ 4.3
22年度	35.0	24.7	2.5	36.7	△1.7	△4.3	142.6	- (31.6)	- (22.7)	- (△0.3)	- (38.2)	- (△6.6)	- (△6.3)	- (114.2)	-
〔国民年金〕															
21年度	4.8	2.2	0.1	4.7	0.1	0.0	10.0	4.3 (4.3)	1.7 (1.7)	0.5 (0.5)	4.0 (4.0)	0.3 (0.3)	△0.2 (△0.2)	9.7 (7.5)	△ 0.3
22年度	4.9	2.2	0.2	4.7	0.2	△0.0	10.2	3.4 (3.4)	1.7 (1.7)	△0.0 (△0.0)	3.2 (3.2)	0.2 (0.2)	0.2 (0.3)	9.9 (7.7)	△ 0.2
〔厚生年金+国民年金〕															
21年度	39.7	26.0	2.2	40.5	△0.8	△3.0	154.4	44.5 (45.2)	24.7 (23.9)	8.0 (9.2)	42.1 (40.8)	2.4 (4.4)	△5.6 (△4.7)	158.4 (128.3)	+ 4.0
22年度	39.9	27.0	2.7	41.4	△1.6	△4.3	152.8	- (35.0)	- (24.4)	- (△0.3)	- (41.4)	- (△6.4)	- (△6.0)	- (121.9)	-

注1. 「実績推計(収支決算)」欄の、上段は、将来見通しと比較するために厚生年金基金の代行部分等のベースをそろえた実績値(実績推計)を記載、下段は、代行部分等を含まない特別会計分のみの時価ベースの収支決算を掲載している。なお、年度末積立金の上段と下段の違いは、主に、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額等によるものである。

注2. 収支状況は、基礎年金交付金を収支両方から除いたものを計上している。

注3. 「年度末積立金の見込みと実績との差」欄は、実績推計から見込み値を控除した数値を記載している。

注4. 平成22年度の厚生年金の実績推計は、現在とりまとめ中であるため、時価ベースの収支決算のみ記載している。

○ 石井啓一議員

中長期的な観点からと言うことで、これは当面法案の提出は考えていない、こういうことでよろしいですか。もう一度確認します。

○ 小宮山厚生労働大臣

当面、来年の通常国会あるいは再来年という短時間の中で法案を提出することは考えておりません。

○ 石井啓一議員

来年の通常国会はいいんですけれども、それ以降はどうなんですか。来年の通常国会は出さない。では、再来年、2年後、3年後、出すんですか。

といいますのは、なぜそういうことを確認しているかということ、政府・民主党がまとめた社会保障と税の一体改革の中では、今言った支給開始年齢の引き上げというのは、2012年以降速やかに法案提出すると、みずからそういうふうにとまとめているんですよ。だから、来年は、では、2012年は出さないかもしれないけれども、13年、14年で出すというんですか。速やかに法案提出するとなっていますよ。厚生労働大臣、どうなんですか。

○ 小宮山厚生労働大臣

年金の改正すべきものについて2012年以降速やかに提出をすると申し上げているので、すべてのものをそこに入れるということは言っておりません。ですから、低所得者への加算ですとか、あるいは受給資格期間の短縮ですとか、当面やらなければならない、必ず今盛り込もうと思っているものはございますが、あと幾つか検討している中で、何を一くりにして来年の通常国会の冒頭に、社会保障の改革の全体像の中でまずやることとしてお示しをできるかを今検討しているところでございます。その中に支給開始年齢を上げるということは入らないということを申し上げました。